

京都市告示第170号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成17年4月5日

京都市長 榎本頼兼

1 地区計画の名称

四条通地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市下京区四条通高倉西入立売西町、同区四条通烏丸東入長刀鉾町、同区四条通御幸町奈良物町、同区四条通小橋東入橋本町及び同区四条通寺町東入御旅宮本町
京都市中京区烏丸通四条上る笋町、同区柳馬場通四条上る瀬戸屋町、同区堺町通四条上る八百屋町、同区高倉通四条上る帯屋町、同区東洞院通四条上る阪東屋町、同区錦小路通高倉西入西魚屋町、同区麩屋町通四条上る榎屋町、同区寺町通四条大文字町、同区先斗町通四条上る柏屋町、同区河原町通四条米屋町、同区裏寺町通四条上る中之町、下京区烏丸通綾小路上る水銀屋町、同区柳馬場通四条下る相之町、同区堺町通四条下る小石町、同区高倉通四条下る高材木町、同区東洞院通四条下る元悪王子町、同区四条通堺町立売中之町、同区四条通寺町貞安前ノ町、同区御幸町通四条下る大壽町、同区麩屋町通四条下る八文字町、同区富小路通四条下る徳正寺町、同区四条通富小路立売東町、同区西石垣通四条斎藤町、同区河原町通四条下る

順風町，同区河原町通四条下る稲荷町，同区四条通河原町真町及び同区四条通河原町西入御旅町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)